

# 人が輝き、地域が輝く「美しい豊かな二本松」

～市民が主役の地域主権、新たな公共の実現に向けて～

## 「市民との協働による地域づくり支援補助制度」

地域社会にあった人々の支え合いと自主的な活動である「公共」が、その意義を増しており、今地域の絆の再構築が求められています。また、地方分権の進展により、地域が自ら考え、実行する範囲が広がっています。この制度は、住民自治意識の醸成や市民との協働によるまちづくりの観点から、地域の社会的な課題に対して、市民自らが地域全体の視点に立ち、事業内容の検討、決定を行い、市民相互の支え合いと活力のある地域社会を創造することを目的としています。



▲昨年度の取り組みの一例  
二本松商工会議所青年部キャンドルナイト

### ★ 補助対象事業の募集を開始します。 ★

市民の皆様の豊富なノウハウを生かした、地域づくりのアイデアをご提案ください。

#### 補助対象となる団体

- (1) 行政区等の自治組織やその連合体
- (2) 市民主体の地域づくり団体
- (3) 市民主体の特定非営利活動法人

#### 補助限度額

1 事業当たりおおむね100万円以内  
(要望が多数の場合は、地区内で調整して決定されます。)

#### 応募方法

事業を実施したい団体は、  
・ 各住民センター  
・ 各支所地域振興課 へ  
「市民との協働による地域づくり支援事業計画書」を提出してください。  
(様式があります。)  
※その後、各地区の事業選定委員会で審査を行い事業の選定を行います。

#### 応募締切

5月25日(金)

までにご提出ください。

#### ◎問い合わせ…

企画財政課企画調整係 ☎(55)5090  
または各支所地域振興課、  
各住民センター

#### 補助対象となる事業(参考例)

区 分	概 要
復興推進事業	二本松市の復興に資する事業
安全・安心と防災のまちづくり事業	防災訓練の実施、交通安全設備の設置等など、安全・安心のまちづくりにつながる事業
地域の拠点づくり事業	子どもやお年寄りなどが気軽に集まり交流を図ることができる、または地域づくりに携わる人々がその活動にあたり拠点として利用することができるような空き家や空き店舗などを活用した居場所づくりを行う事業
交流推進事業	地区間・世代間の交流を目的としたものや、もてなし観光を推進する研修会、観光ボランティアの取り組み、交流人口増加に向けた景観づくり、誘客宣伝に関するもの、地域や本市の特色を活かしたイベント等を実施する事業
自然保護活動事業	動植物保護のための環境整備や勉強会等、環境に配慮したまちづくりにつながる事業
生活環境保全事業	公共施設や道路、河川等の清掃、植栽・植樹、側溝整備など、住みよいまちづくりにつながる事業 ※認定市道の補修等は対象外。
健康増進事業	健康教室やウォーキング大会の実施、体育イベント、介護予防活動など、市民の健康増進につながるまちづくり事業
社会福祉事業	安否確認などを含めた独居老人宅の訪問活動など、地域の社会福祉につながるまちづくり事業
地域の歴史・文化の保存継承事業	史跡等の環境整備や歴史めぐりツアー、祭りの開催など、地域の歴史・文化の保存継承につながるまちづくり事業
その他	前各号に掲げる以外の事業で、地域づくりにつながる事業